

主 文
原判決を破棄する。
被告人は無罪。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護人新谷啓次郎作成の控訴趣意書及び同追加書記載のとおりであるから、これを引用する。

論旨は、原判決の事実誤認を主張し、いわゆる「信頼の原則」からみて、被告人には原判決認定のような過失はない、というのである。

案ずるに、原判決挙示の証拠および当審における事実取調の結果によれば、本件事故現場の道路は、国道a号線上の市街地を東西に通ずる歩車道の区別のない、アスファルト舗装された見とおしのよい直線道路で、その幅員は約九・七メートル（道路の両側の幅員約〇・七メートルのコンクリート蓋のある側溝部分を含めると約一一・一メートル）で、その中央にはセンターラインが引かれ、同ラインから両側へ約四メートルのところに白色の外側線が引かれていて、当時右外側線から外側、側溝上を含めての外側端が事実上歩道（現行法の路側帯）とされていたものである。そして被告人は昭和四五年六月一九日午後一時五分頃、軽四輪貨物自動車を運転して本件道路を東進し、原判示の本件事故発生現場より一〇〇数十メートル西方の通称b交差点西詰で赤信号に従い一時停止したのち、青信号に従い被告人の車が先頭になつてセンターラインから約四、五〇センチメートルのあたりを時速約三〇キロメートル（制限時速五〇キロメートル）で東進し、本件事故発生現場より約二一・九メートル手前にある横断歩道上を進行していた際、左斜め前方約一七・三メートルの道路左側端部分を同方向に歩行中のA（当六六年）の後姿を認め、同人が道路左側端部分を歩きながら一旦右後方を振り返つたが道路中央に向つて出てくる気配もなく、そのまま歩いて行くのを見てそのまま前進するものと思ひ、被告人は同一速度のまま進行した。右Aは、道路左側端部分を歩いていたが、進路前方に左側端ほぼ一杯に車体を寄せ、その車体右側を外側線から道路中央に向つて約二、三〇センチメートルはみ出して駐車していた軽自動車（その後部は前記横断歩道の東端線から約二三メートルの地点）の右斜め後方約一・三メートルの地点（当審検証調書添付見取図の「タイ」点）に出て、そこから右駐車車両の右側にそつて通行することなく、突然、被告人の方に後姿を見せながら小走りで、Bの検察官に対する供述調書中の表現をかりれば「かのにの横ばい」のような状況で、南へ向けやや斜めに横断をし始めたところ、東進して来た被告人の車の左側面前部（前部から約五、六〇センチメートルの部位）に衝突して路上に転倒し、頭蓋骨折、脳挫傷の傷害を負い、約二時間五〇分後に原判示のC病院において死亡したこと及び前記駐車車両の右側面とセンターラインとの間は約三・七メートルないし三・八メートルあり、車幅一・二九メートルの被告人の車がセンターライン寄りに通行しても被告人の車の左側面と右駐車車両との間はなお二メートル有余の間隔があつて歩行者が右駐車車両の右側を通行するには十分な余裕があつたことが認められる。そして、当審証人Bの証言及び当審検証調書によれば、被告人の車の約一〇メートル後方を自動車を運転して後続していたBは、左斜め前方約一五・九メートルの前記「タイ」点にいるAを認めたというのであり、これによればその際の被告人と「タイ」点との距離は約五・九メートルであることとなり、また、右検証調書によれば「タイ」点と衝突地点との間は約二・一メートルであるから、これから右Aの小走りの速度を算定すると秒速三・二メートル（時速一一・七キロメートル）と算定されるが、右の数値は老令である同人の速度としては早過ぎると考えられ、かえつて両者の速度から距離を逆算するに、六六歳のAの小走りの速度を少なくとも秒速二メートルとすると、Aが二・一メートル進行する間に時速三〇キロメートル（秒速八・三三メートル）の被告人の車は八・七五メートル進行することとなるから、自動車の接触部位が車の前部から約五、六〇センチメートルであることをも考慮に入れると、被告人と前記「タイ」点との距離は八・一五ないし八・二五メートルであることが算定され、Aが「タイ」点にいたときの被告人の位置関係は大體後者のような関係にあつたとみるのが相当である。ところで、被告人は原審及び当審において前記駐車車両がいたかどうかは記憶にない旨供述するが、被告人の車は先頭になつて進行しており、かつ右駐車車両を認めるに妨害となるべき物は何ら存在しなかつたのであるから、当然被告人の視野に入つていた筈であり、ただ右車両は道路左側端に駐車し、かつ同車とセンターラインとの間は約三・七メートルないし三・八メートルもあつて被告人の車の進行に全く危険を感じさせないものがなかつたところから、駐車車両を認めてはいたが、特に記憶に残つていないというものではないか

て事故防止を講じなければならぬ注意義務を負うものとは解せられないのであ
る。本件において、本件道路は車両の交通が比較的少ないとはいえず一時間に約四
〇〇台の車両の通行がある幅員の比較的広い国道で、車幅一・二九メートルの被告
人の車がセンターラインの四、五〇センチメートルのところに進行しても道路左端
を歩いているAの右横を通過するときの間隔は二・二ないし二・三メートル、前記
「タイ」点から駐車車両の右横をAが通つたとしてもその際の同人の間隔はなお
約二メートル近くあつたもので、被告人が道路左側端（路側帯）を歩行中のAが右
後方を振り返つて前方に進んで行くのを見て、同人がそのまま前方に歩いて行くも
のと信じたのは、その段階では当然のことであり、その後Aの動静については十
分の注意を払つてはいないが、同人が駐車車両の右斜め後方の前記「タイ」点に出
て来たのを認めていたとしても、同人は東向いて被告人の方には後姿を見せ
て来たのであるから、何人が見ても同人が駐車車両の右横を通行して行くものと
信じているのは当然であり、かつ、被告人の車が「タイ」点の横を通過して行く
ものとの間隔があつて危険を感じさせないものはなかつたのであるから、被告
人が前方に注意しながらもAののちの動静について十分の注意を払わなかつた
として、被告人がそのままの速度で進行したことにつき不注意があつたといふ
ことはできない。しかも、被告人が本件衝突地点より約八メートル余手前にお
いて、前記「タイ」点に出て来たAの後姿を認めたとしても、同人が突然被告
人に後姿を見せつた小走りに斜め横断を開始するのを見て、直ちに急制動の措
置をとつても同人と接触を回避することはできなかつたことと認められるので
ある。なお本件のような状況のもとにあつては、被告人に警笛吹鳴の注意義務
はないものと解するのが相当であつて、被告人が警笛を吹鳴しなかつたこと
をもつて過失とはいえず、この「タイ」点から飛び出して来るAを見て急
に警笛を吹鳴したとしても、同人と接触を回避することはできなかつたこと
と考えられる。原判決は、本件のような一般に動作の機敏性に乏しく、かつ、
交通道徳に関する認識水準もさして高くない老令のAに対し危険を避けるた
め適切な行動をとるであろうことを信託することはできない。すなわち本件
の場合いわゆる「信託の原則」は適用されないというが、単に老令であるとい
う理由だけではこれに対し必ずしも適切な行動に出ることを期待し得ないもの
とはいへなく、Aは当時六六歳とはいへ、被告人と同年代であり、妻Dの検
察官による供述調書によれば、Aは兄と共同で鉄工所を経営し、平素元気で耳
も目もよく、足腰も達者であつて、いつも自宅と本件道路を距てて近くにあ
る鉄工所との間を往き来し、道路横断についての注意をわきまえていたことが
認められるので、同対人に対し適切な行動に出ることを期待し得ないものでは
ないと考えられるから、右原判決の見解は採用しがたい。

結局のところ、本件衝突事故の発生については被告人に過失はないから、被告
人の過失を認めた原判決は事実を誤認した違法があるものというべきであり、
その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決は破棄を免
れぬ。論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八二条により原判決を破棄したうえ、同
法四〇〇条但書に従いさらに判決することとする。

本件公訴事實は、「被告人は、自動車運転の業務に従事するものであるが、昭和
四五年六月一九日午後一時五分頃軽四輪貨物自動車を運転し、時速約三〇キ
ロメートルで西牟婁郡c町de番地付近国道を東進するに際し、前方左右を注
視して事故を防止すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、斜左前
方約一七メートル道路左側を同方向に歩行するA（当六六年）を認めなが
ら、同人がそのまま直進するものと軽信して同人の動静に対する注視を全
く欠いたまま漫然同速度で進行を続けた過失により、おりから斜め横断し
て来た同人に自車の左側前部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よつて
同人に頭蓋骨折脳挫傷の傷害を負わせたうえ、同人を同日午後三時五分頃
同町df番地C病院において右傷害により死亡するに至らせたものである。」
というのであるが、さきに説示したところから明らかなく、右公訴事實に
ついては犯罪の証明がないから、刑事訴訟法四〇四条、三三六条により主
文二項のとおり無罪の言渡をする。

（裁判長裁判官 田中勇雄 裁判官 尾鼻輝次 裁判官 小洞巖）

別紙

<記載内容は末尾1添付>

